

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

令和8年3月17日（火）

（案件名）

- ・ 令和8年度地方債同意等基準・地方債計画の制定について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課  
新納補佐（内 23394）

## 【根拠法令】

### ○ 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三（略）

- 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をすることがどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。
- 11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（政令への委任）

第五条の八 第五条から前条までに定めるもののほか、地方債の発行に関し必要な事項は、政令で定める。

### ○ 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 277 号）（抄）

（地方債計画等）

第二十条 法第五条の三第十項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五条の三第十項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
  - 二 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
  - 三 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の資金に応じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 2 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する基準（第四項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
- 3 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する書類（次項において「地方債計画」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
- 4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。）を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

# 令和8年度地方債同意等基準・地方債計画の制定について

令和8年3月17日  
自治財政局地方債課

## 1. 令和8年度地方債同意等基準の制定

[地方債同意等基準] …総務大臣・都道府県知事が同意・許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準(法第5条の3第10項)

- ※ 地方債発行の同意・許可権者
- ・都道府県・指定都市が発行する場合：総務大臣
  - ・一般市町村が発行する場合：都道府県知事

[令和8年度の主な変更点]

- 「高等学校教育改革等推進事業債」を創設。
- 「公営企業経営改善特例債」を創設。
- 「農業構造転換集中対策事業」を「一般補助施設整備等事業債」の対象に追加。
- 「臨時財政対策債」及び「退職手当債」の発行に係る規定を削除。

## 2. 令和8年度地方債計画の制定

[地方債計画] …総務大臣・都道府県知事が同意・許可をする地方債の予定額の総額等に関する書類(法第5条の3第10項、令第20条第1項)

[主なポイント]

- 総額は、9兆4,738億円(前年度比3,835億円増)
- 高等学校教育改革実行計画に基づいて行われる公立の高等学校等の施設設備の整備に係る地方単独事業が実施できるよう、高等学校教育改革等推進事業債を創設し、900億円を計上

(参考) 令和8年度地方債充当率

[地方債充当率] …事業区分ごとに地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率(令第20条第4項)

[主な例]

- 高等学校教育改革等推進事業債：90%

# 令和8年度地方債計画について①

令和8年度地方債計画については、物価高が継続する中、地方公共団体の官公需における適切な価格転嫁の取組の推進が求められていることを踏まえ、道路や施設の改修等に係る投資的経費(単独)の確保への対応をするとともに、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の実情に応じた高校教育改革、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとする。併せて、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定している。

## 1 通常収支分

### (1) 概況

総額は9兆4,738億円となり、前年度に比べて3,835億円、4.2%の増となっている。

このうち、普通会計分は6兆1,448億円で、前年度に比べて1,828億円、3.1%の増、公営企業会計等分は3兆3,290億円で、前年度に比べて2,007億円、6.4%の増となっている。

### (2) 高等学校教育改革等推進事業(仮称)の創設

地方公共団体が、高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン(仮称))を踏まえ、公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、高等学校教育改革等推進事業(仮称)を創設することとし、900億円を計上している。

### (3) 農業構造転換集中対策事業債(仮称)の創設

地方公共団体が、農業構造転換集中対策として国の「別枠予算」により実施する農業農村整備(農地の大区画化等)や共同利用施設の再編集約・合理化に取り組んでいけるよう、農業構造転換集中対策事業債(仮称)を創設することとし、一般補助施設整備等事業において153億円を計上している。

### (4) 公営企業経営改善特例債(仮称)の創設

地方公共団体が、広域化等をはじめとする公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これらの取組に伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に必要となる一般会計の負担を平準化するため、公営企業経営改善特例債(仮称)を創設(地方財政法を改正)することとし、一般事業において50億円を計上している。

### (5) 緊急防災・減災事業の推進

令和8年度以降も、地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業を令和12年度まで延長するとともに、対象事業を拡充(指定避難所における厨房設備、入浴設備及び洗濯設備の整備等)することとし、5,000億円を計上している。

### (6) 緊急自然災害防止対策事業の推進

令和8年度以降も、地方公共団体が、引き続き緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業を令和12年度まで延長するとともに、対象事業を拡充(災害の発生予防、拡大防止のために実施する橋梁の除却)することとし、4,000億円を計上している。

## 令和8年度地方債計画について②

### (7) 緊急浚渫推進事業の推進

地方公共団体が、緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、1,100億円を計上している。

### (8) 公共施設等の適正管理の推進

地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、対象を拡充(集約化・複合化等に伴う公営住宅等の除却)することとし、4,500億円を計上している。

### (9) 脱炭素化推進事業の推進

令和8年度以降も、地方公共団体が、引き続き地域脱炭素の取組を積極的に実施できるよう、脱炭素化推進事業を令和12年度まで延長するとともに、対象事業を拡充(空調等の各設備を個別に省エネルギー基準に適合させる改修等)することとし、900億円を計上している。

### (10) こども・子育て支援事業の推進

地方公共団体が、地域の実情に応じてこども・子育て支援機能強化のための施設整備・改修、施設的环境改善を速やかに実施できるよう、450億円計上している。

### (11) デジタル活用推進事業の推進

地方公共団体が、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けて情報システムや情報通信機器等の整備に取り組んでいけるよう、デジタル活用推進事業において、対象事業を拡充(サイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステムの整備)することとし、1,350億円(前年度に比べて450億円、50.0%増)を計上している。

### (12) 過疎対策事業の推進

資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえつつ、過疎地域の持続的発展に関する施策に取り組んでいけるよう、6,100億円(前年度に比べて200億円、3.4%の増)を計上している。

### (13) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上下水道の老朽化対策をはじめとする、住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進できるよう、所要額を計上している。

### (14) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同程度の割合(全体の42.5%)を確保している。また、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、共同発行市場公募債としてグリーンボンドを発行するなど、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

### (15) 財政融資資金の償還期限の延長

過疎対策事業のうち、保育所、児童館、認定こども園、高齢者保健福祉施設、障害者(児)福祉施設、市町村保健センター及びこども家庭センターの整備について、償還期限(現行は12年以内(据置期間3年以内))を以下のとおり延長することとしている。

① 利率見直し方式について、25年以内(うち据置期間3年以内)。

② 固定金利方式について、公共施設マネジメント特別分に限り、25年以内(うち据置期間3年以内)。

# 令和8年度地方債計画について③

## 2 東日本大震災分

### (1) 概況

復旧・復興事業として総額16億円を計上している。

### (2) 地方債資金の確保

東日本大震災分については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

### 【参考1】 通常分・特別分の状況(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位:億円、%)

区 分	令和8年度	令和7年度	増減額		増減率
	(A)	(B)	(A)-(B)	(C)	(C)/(B)×100
普通会計分	61,458	59,631	1,827		3.1
通常分	53,758	51,131	2,627		5.1
特別分	7,700	8,500	△800		△9.4
臨時財政対策債	0	0	0		0.0
財源対策債	7,600	7,600	0		0.0
退職手当債	—	800	△800		△100.0
調 整	100	100	0		0.0
公営企業会計等分	33,296	31,287	2,209		6.4
総 計	94,754	90,918	3,836		△4.2
通常分	87,054	82,418	4,636		5.6
特別分	7,700	8,500	△800		△9.4

(注)1 公営企業会計等分はすべて通常分である。

2 財源対策債については、公共事業等債等の内数である。

## 令和8年度地方債計画について③

### 【参考2】 地方債資金の構成内訳(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位:億円、%)

区 分	令和8年度計画		令和7年度計画		差引		増減率
	(A)	構成比	(B)	構成比	(A)-(B)	(C)	(C)/(B) × 100
公 的 資 金	40,308	42.5	38,776	42.6	1,532		4.0
財 政 融 資 資 金	23,558	24.9	22,699	25.0	859		3.8
地方公共団体金融機構資金	16,750	17.7	16,077	17.7	673		4.2
(国の予算等貸付金)	(140)	—	(177)	—	(Δ37)		(Δ20.9)
民 間 等 資 金	54,446	57.5	52,142	57.4	2,304		4.4
市 場 公 募	34,000	35.9	32,600	35.9	1,400		4.3
銀 行 等 引 受	20,446	21.6	19,542	21.5	904		4.6
合 計	94,754	100.0	90,918	100.0	3,836		4.2

(注)1 市場公募地方債については、借換債を含め6兆3,600億円(前年度比Δ500億円、0.8%減)を予定している。

2 国の予算等貸付金の( )書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

# 1 地方債計画

## (1) 地方債計画の性格

地方債計画は、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類であり、国の予算、財政投融资計画及び地方財政対策等を踏まえて策定される。

許可制度においては、運用上策定されていたものであるが、協議制度の移行に当たり、作成及び公表が法定（地方財政法第5条の3第10項）され、総務省告示として公表されている。

## (2) 地方債計画の役割

### ア 地方債同意・許可の量的基準

地方債計画は、同意・許可をする地方債の予定額の総額等に関する書類であることから、国が地方債の同意・許可を行うに当たっての運用上の量的基準となる。

なお、地方債計画は、同意する限度額を定めたものではなく、計画額を超えて同意されることがある。ただし、財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金については、地方債計画に計上されている資金の額が当該年度で用意されている資金の額であるため、これを上回っての同意・許可は基本的に行われない。

### イ 所要資金の確保

将来世代にわたって効用を発揮する道路、河川、上下水道等の社会資本整備に、地方債は欠くことのできない貴重な財源となっている。

そこで、公的資金を含め所要の資金を確保するため、地方債計画の策定を通じて地方債の原資を事業別に予定しておき、同意又は許可する際に地方債の資金供給別内訳を示すこととなる。

また、民間資金の確保にあっては、近年では市場公募資金が増加してきており、市場での地方債の消化等も勘案されている。

### ウ 地方公共団体の財政運営の指針

地方債計画における普通会計分の事業別内訳の合計額は、地方財政計画に計上された地方債の総額と一致するものであり、また、両計画に計上された臨時財政対策債の額についても双方一致するものである。

このように地方債計画は、地方財政計画とも密接に関連し、地方公共団体の財政運営の指針となっている。

## 2 地方債同意等基準等

### (1) 地方債同意等基準の意義・役割

地方財政法第5条の3第10項の「総務大臣又は都道府県知事が第1項に規定する協議における同意並びに次条第1項及び第3項から第5項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第13条第1項に規定する許可をすることがどうかを判断するために必要とされる基準」として定められており、同意、許可に当たっての基本方針を規定しているものである。

許可制度においては、「地方債許可方針」が定められていたが、これは「地方行財政調査委員会議の地方債に関する勧告に対する措置要綱」（昭和26年2月20日閣議決定）に根拠を置くものであった。協議制度移行に当たり、根拠を法定し、その透明性を高める観点から総務省告示として公表されることとなっている。

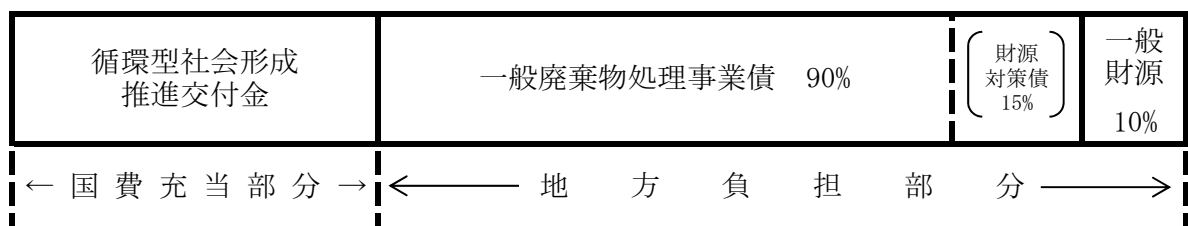
同意等基準には、

- ・ 地方債同意等基準の策定方針
  - ・ 地方債協議等のスケジュール
  - ・ 協議団体に係る同意基準  
（地方債を財源とする事業、償還年限の考え方、資金等）
  - ・ 事業区分ごとの対象事業
  - ・ 協議等の手続
  - ・ 許可団体に係る許可基準
  - ・ 財政再生団体に係る許可基準
- 等が示されている。

### (2) 地方債充当率

地方財政法施行令第20条第4項において、地方債計画の内容を考慮して事業区分ごとに「地方債充当率」を定め、同意等基準と併せて公表することも総務大臣に義務づけられている。地方債充当率とは、「地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率」のことであり、イメージ図は以下のとおりである。

地方債充当率の一例（一般廃棄物処理施設国庫補助事業を例として）



補足

- ・ 上記のパーセンテージは、地方負担部分に対するものである。
- ・ 一般廃棄物処理事業債90%のうち、15%は財源対策債が充てられる。
- ・ 一般廃棄物処理事業債の元利償還金の50%相当分については、後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入される。